

雄飛地区社会福祉協議会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、雄飛地区社会福祉協議会と称し、事務所を会長宅に置く。

(目的)

第2条 本会は、社会福祉法人 各務原市社会福祉協議会 定款第1条による事業の内、地域に適応した福祉活動を行ない、地域ぐるみで住みよいまちづくりに努力することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1) 社会福祉に関する調査、研究
- (2) 地域に適応した社会福祉事業の計画と実施
- (3) 社会福祉に関する広報、宣伝、啓発
- (4) 関係機関、団体との連絡、調整
- (5) 地域内で各種団体が行なう福祉活動への援助
- (6) 地域内の生活課題を受け止め、解決に向けた取り組み
- (7) その他、本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、社会福祉法人 各務原市社会福祉協議会会員で、雄飛地区に居住又は、事業所を有する者とする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 顧問 1名
- (2) 会長 1名
- (3) 副会長 1名
- (4) 常任理事 若干名
- (5) 理事 若干名
- (6) 監事 2名
- (7) 福祉推進委員 2名(内1名は書記、他の1名は会計を兼務する。)

(役員を選出)

第6条 顧問は、雄飛地区連合会(以下「連合会という」)及び社協会長経験者から選出する。

2 会長は、連合会において選出し、副会長は、連合副会長が努める。

3 常任理事は、総会において選出し、次の代表によって構成する。

- (1) 自治会長
- (2) 民生委員児童委員
- (3) 青少年育成市民会議役員
- (4) 近隣ケアグループ代表
- (5) その他 社会福祉に熱意のある者

4 理事は、連合会内の、自治会長及び民生委員児童委員並びに社会福祉に熱意のある者をあてる。

5 福祉推進委員は、理事の中から会長が推薦し、理事会において選任する。

6 監事は、常任理事会において選出する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、1年とし役員再任は妨げない。ただし、福祉推進委員任期は、2年とする。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後も後任者の就任するまでは、その職務を行なう。
- 4 役職をもって役員になった者の任期は、在任期間とする。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

- 2 顧問は、会長の諮問に応じ助言する。
- 3 副会長は、会長が執行する組織運営を補佐し、会長が事故ある時は、副会長がその職務を代行する。
- 4 常任理事は、常任理事会を組織し、会務を執行する。
- 5 監事は、本会の会務並びに会計の執行状況を監査する。
- 6 福祉推進員は、会長が執行する業務運営を補佐し、事業活動を推進する。

(会計)

第9条 本会に会計を置く。

- 2 会計は、理事の中から選出して、会長が委嘱する。
- 3 会計は、本会の経理にあたる。

(事務局)

第10条 本会に事務局を置く。

- 2 事務局は、本会の庶務を行なう。

(会議)

第11条 会議は、常任理事会・理事会及び総会とする。

- 2 会議は、会長が招集する。
- 3 会議は、出席した役員過半数で決し、可否同数の時は議長が決するところによる。

(常任理事会)

第12条 常任理事会に議長を置き、会長をもってこれにあてる。

- 2 常任理事会は、次の事項を審議する。
 - (1) 事業の方針並びに運営に関する事
 - (2) 総会に付議する事項
 - (3) その他、会長が付議した事項

(総会)

第13条 本会は、毎年1回以上総会を開くものとする。ただし、常任理事会と理事の合同会議をもって総会にかえることができる。

- 2 総会に議長を置き、会長をもって、これにあてる。
- 3 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 地区社協の方針に関する事
 - (2) 事業計画並びに収支予算
 - (3) 事業報告並びに収支決算
 - (4) 会則等の制定及び改廃
 - (5) その他、会長が必要と認めた事項

(経 費)

第14条 本会の経費は、次に掲げる収入をもってあてる。

- (1) 社会福祉法人 各務原市社会福祉協議会からの地区社協交付金
- (2) メニュー事業による助成金
- (3) 地区運営費助成金
- (4) 寄付金及びその他の収入

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会則の変更)

第16条 この会則を変更しようとするときは、総会の議決を得なければならない。

(委 任)

第17条 この会則に定めるもののほか地区社協の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この会則は、平成6年4月1日から施行する。

この会則は、平成8年4月1日から施行する。

(平成8年4月21日会則の一部を改正)

この会則は、平成9年4月1日から施行する。

(平成9年4月20日会則の一部を改正)

この会則は、平成11年4月1日から施行する。

(平成11年4月25日会則の一部を改正)

この会則は、平成15年4月1日から施行する。

(平成15年4月25日会則の一部を改正)

この会則は、平成27年4月1日から施行する。

(平成27年4月24日会則の一部を改正)